行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-11
許認可等の種類	合併の認可(漁協)				
根拠法令条例等· 条項	水産業協同組合法第69条第2項				
許認可等の概要	漁業協同組合の合併の認可				
審査基準 (未設定の場合は その理由)	【参考】水産業協 行政庁は、前条第 合を除き、設立の 一 設立の手続又 庁の処分に違反す 二 事業を行うため 困難であると認め	同組合法第69条 一項の認可の申詞 認可をしなければは は定款若しくは事 るとき。 かに必要な経営的	い尽くされているた 第3項で準用する 青があつたときは、 ならない。 業計画の内容が、 基礎を欠く等その	第64条 次の各号のいずれ 法令又は法令に基	基づいてする行政
基準の制定根拠 基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	2月				
期間の制定根拠	水産業協同組合法	よ第69条第3項で 	準用する第65条領	第1項	